

平成 28 年度から保育園の保育料が変わります

保育料は市民税額を基に決定

来年度から、保育園の保育料は市民税額を基に決定します。本市では、保護者の方の負担を軽減するため国が定める基準額より軽減した保育料を設定しています。

子ども保育課
☎995-1822

保育料の判断基準が市民税額に変わります

来年度から、保育料の所得の判断基準が、所得税額から市民税額に変わります。判断基準が変わったことにより、各階層の額が下表のとおり変更になります。多子軽減は継続します。保育料は、父と母の市民税額（住宅借入金等特別控除や寄付金税額控除などの適用前）を合算した金額から算定します。生計を維持している方が父母でない場合は、その方の市民税額で算定します。

対象施設は、公私立保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育施設です。

切り替え時期は 4 月と 9 月

4月～8月▶前年度（平成27年度）の市民税額
9月～3月▶当年度（平成28年度）の市民税額

保育料のしくみ

保育園を運営するためには多くの経費がかかります。保育園は、国県市による公費負担と、市民税の課税状況に応じて保護者の方が負担する保育料で賄っています。本市では、保護者の方の負担を軽減するため、国が定める基準額より軽減した保育料を設定しています。

利用者負担（月額）

（円）

当市の階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A 生活保護世帯など	0	0	0	0	0	0
B 市民税非課税世帯	4,000	3,900	3,000	2,900	3,000	2,900
C 市民税所得割非課税世帯	9,000	8,800	7,400	7,200	7,400	7,200
D1 市民税所得割課税額 48,600円未満	15,800	15,500	10,400	10,200	10,400	10,200
D2 市民税所得割課税額 48,600円以上77,100円未満	19,400	19,000	14,600	14,300	14,600	14,300
D3 市民税所得割課税額 77,100円以上97,000円未満	22,000	21,600	17,400	17,100	17,400	17,100
D4 市民税所得割課税額 97,000円以上128,000円未満	27,000	26,500	25,000	24,500	23,400	23,000
D5 市民税所得割課税額 128,000円以上169,000円未満	34,800	34,200	27,800	27,300	25,000	24,500
D6 市民税所得割課税額 169,000円以上211,200円未満	42,600	41,800	30,000	29,400	26,400	25,900
D7 市民税所得割課税額 211,200円以上301,000円未満	45,800	45,000	31,000	30,400	27,000	26,500
D8 市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	50,000	49,100	32,000	31,400	27,600	27,100
D9 市民税所得割課税額 397,000円以上	53,000	52,000	33,000	32,400	28,400	27,900

※保育が必要な時間により、保育標準時間と保育短時間の2つの区分に分けられます。